

令和6年度
包括外部監査の結果に関する報告書
【概要版】

福島市の国民健康保険事業、介護保険事業及び
後期高齢者医療事業に係る
財務事務の執行について

福島市包括外部監査人
公認会計士 須賀 俊一

第1章 包括外部監査の概要

1 包括外部監査の種類

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号。以下「法」という。）第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

福島市の国民健康保険事業、介護保険事業及び後期高齢者医療事業に係る財務事務の執行について

3 外部監査の対象期間

原則として令和5年度の執行分
（必要に応じて他の年度も対象とする。）

4 外部監査の実施期間

令和6年7月31日から令和7年3月25日まで

5 特定の事件を選定した理由について

福島市の特別会計には10の特別会計があり、令和5年度の当初予算額は579億円となっている。そのうち国民健康保険事業、介護保険事業及び後期高齢者医療事業は規模が大きく、3つの特別会計で特別会計の95%を占めている。また、令和5年度予算において、一般会計から国民健康保険事業に19億円、介護保険事業に42億円、後期高齢者医療事業に8億円が繰り入れられており増加傾向にある。支出の主要な部分は保険給付費が占めており、国においても、保険制度の構造的問題等により厳しさが増している保険財政運営の改善のため、それぞれの制度の見直しを行っている。

このため、それぞれの事業の歳入歳出について、合规性の観点から検証を行うとともに、経済性、効率性、有効性の観点から検証を行うことは有用であると判断し、令和6年度の包括外部監査の特定の事件として選定した。

6 包括外部監査の方法

（1）監査の要点

国民健康保険事業、介護保険事業及び後期高齢者医療事業に関する財務事務の執行等

について、地方自治法、条例及びその他の法令等に従い、迅速、適正かつ合理的に実行されているか、更に最少の経費で最大の効果をあげる原則、組織及び運営の合理化に努めるべき原則等を規定する法第2条第14項及び第15項の趣旨に沿って事業が行われているかどうかについて監査を実施した。

(2) 監査手続

- ① 事務執行に関する各種規程を入手し、整備状況等を検証した。
- ② 関係書類を閲覧し検証した。
- ③ 所管部局等の関係者への質問等により、事務の執行状況を検証した。
- ④ 検出された問題点に関して、その改善策の検討を実施した。
- ⑤ 過去の包括外部監査の指摘事項に対する措置状況の検討を実施した。
- ⑥ その他必要とした手続きを実施した。

7 監査対象機関

国保年金課、健康づくり推進課、介護保険課、長寿福祉課、納税課

8 外部監査の補助者

公	認	会	計	士	高	久	健	一
公	認	会	計	士	渡	邊	さ	や
公	認	会	計	士	勝	田	博	之
公	認	会	計	士	中	鉢	政	彦
公	認	会	計	士	富	樫	健	一
公	認	会	計	士	鈴	木	貴	也
試	験	合	格	者				

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 包括外部監査の監査結果

1 監査の結果について

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容
指摘	現在の法令等に照らして違反（法令、条例、規則等に違反）又は不当（違法ではないが実質的に妥当性を欠くこと）と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘】と表記する。
意見	「指摘」には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項又は検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、現状の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果及び意見については、特段の断りがない場合は、令和7年1月末現在での判断に基づき記載している。

2 国民健康保険事業

(1) 令和2年度包括外部監査の措置状況

① 延滞金の調定期【指摘】

令和2年度でも記載したとおり、延滞している本税が完納された場合、その本税が収納された時点で延滞金の額は確定するのであるから、本税が収納された日の属する会計年度の歳入として当該本税に係る延滞金を調定し、以後は市の債権として認識、管理を行うべきである。しかしながら、納税者側の納付方法が多様化している状況においては、少なくとも督促状等に記載した延滞金については、督促状等を発送した時点で調定を行い債権として認識し管理する必要がある。

② 本税を不納欠損処理した場合の延滞金の処理【意見】

今回の監査においての改善状況を確認したところ、本税が不能欠損処理された場合の延滞金について調定されない状況は継続している。引続き不能欠損処理した本税に係る延滞金の処理については検討いただきたい。

(2) 国民健康保険税の収納状況と徴収方法並びに滞納管理

① 国民健康保険税の収納率について【意見】

令和6年2月公表の福島県国民健康保険運営方針によれば、保険料水準の統一のため、令和11年度までに現年課税分については被保険者数3万人以上の市町村では96.88%、

滞納繰越分については 20%という目標収納率が示されている。令和 5 年度の福島市の収納率は、現年課税分 94.94%及び滞納繰越分 20.21%であり、目標収納率達成に向けて収納率向上施策を徹底して収納率向上に努めていただきたい。

② 資格証明書等の交付判断について【指摘】

令和 6 年 12 月で短期被保険者証は廃止されたが、被保険者資格証明書の交付の仕組みは、今後は「特別療養費の支給に関する事前通知」に代えて継続される予定であり、当然、市の要綱や業務フローも改訂されるが、その際、要綱の要件に関しては、特別の事情の有無の認定の解釈、前述した市独自の判断基準の取り扱い等も含め、実情に見合った要件を定め文書化すべきである。また、当該要件に沿って、滞納者に対する対応を行った場合には、その判断に至った根拠を所管部署内で稟議決裁すべきである。

③ 資格証明書交付者の高額療養費等申請時のチェックについて【意見】

比較的多額な高額療養費等の申請による給付も保険給付であるが、その場合、資格証明書交付者の申請については、チェックを掛けていないとのことである。今後は、そのような場合も納付交渉の機会と捉えチェックを掛ける体制構築が望まれる。

(3) 保険給付及び医療費適正化

① データ表作成にあたっての確認について【意見】

不正・不当利得請求の推移について監査を行った際に金額集計の誤りが発見された。今一度、データ集計方法の確認とその見える化、上司による検証を徹底し、公表データの正確性を担保することが望まれる。

(4) 福島市基幹システム運用業務委託（国保年金課所管分）

① 予定価格の設定について【意見】

価格に関しては、市では設計できない可能性はあるが、他の自治体でも同様のシステム改修が同時期に実施されることが想定されることから、自治体間での情報共有などを活用して価格の妥当性を検討する必要がある。

② 落札率について【意見】

積算内訳書の段階でどのような検討がなされたかが明確になっていない以上、当該契約に関する落札率 100%は異常値であると判断する。参考見積書を作成した業者は、見積合わせにおいても当然に同額での見積書を作成することが想定されることから、積算内訳書の段階で十分に検討を重ねておく必要がある。

(5) 国民健康保険給付事務機械処理業務委託

① 仕様書の記載について【指摘】

国民健康保険給付事務機械処理業務委託の仕様書を確認したところ、仕様書に当然に記載されるべき業務名や目的が記載されていなかった。当該仕様書では業務内容は記載されていたが、業務内容の記載文中に使用されている文言が、一般的には理解しがたい文言であった。仕様書の本来の趣旨、目的を認識し、予定価格の設計の適正化の観点からも適切な仕様書を作成、提示する必要がある。

② 積算根拠について【指摘】

予定価格の積算においては、市が予定価格をどのように検証し、設計を行ったのか、その過程を根拠資料として残すべきである。また、在庫数量を継続記録していくことで適正な発注数について市で把握できる体制にも繋がり、発注枚数の精度を高めることで支出削減に寄与すると考えられる。

③ 個人情報取扱特記事項にある秘密保持等に関する誓約書の徴求について【指摘】

契約書の（別記）個人情報取扱特記事項第4条（3）では、「受注者は、この契約による業務に従事する者に秘密保持等に関する誓約書を発注者に提出しなければならない。」とされている。この点、監査を実施している中で、提出のなされていない契約が散見されたことから、今後の契約の際には、規定による誓約書の徴求の徹底が必要である。

（6）国保被保険者資格情報及び給付情報の管理業務の実施に係る業務委託

① 予定価格調書の作成漏れ【指摘】

令和5年度の国保被保険者資格情報及び給付情報の管理業務の実施に係る業務委託に関する書類を閲覧したところ、契約書類として必須であるはずの予定価格調書が作成されていなかった。担当者の異動や決裁体制を補完するために、例えばチェックリスト等を作成して確認を徹底する等し、契約事務にかかる運用体制を今一度確認する必要がある。

（7）国民健康保険医療費通知書電算業務委託

① 積算根拠について【指摘】

予定価格の積算においては、市が予定価格をどのように検証し、設計を行ったのか根拠資料を作成、保管すべきである。

② 在庫管理について【指摘】

用紙（ポステックスハガキ）は市の在庫であるにもかかわらず在庫管理しているのは業者であり、市が在庫管理しているとは言えない現状である。適切な積算を行うため発注時に在庫数を考慮する必要性を認識し、業者が保管している在庫は市の在庫であるから、市で在庫数の管理、記録をする体制を構築すべきである。

(8) 国民健康保険税納税通知書自動封入業務委託

① 封筒の発注管理について【指摘】

年度の国民健康保険の被保険者数の増減を見積もることが困難なことは理解でき、封筒の適正な発注数を割り出すことは難しいと考えるが、発注の精度を高めることは支出削減に繋がるものである。適正な発注数算定のため現状適用しているルールを見直すことで適切な発注管理に努め、在庫を削減できる体制を構築すべきである。

② 仕様書の記載について【意見】

納品日スケジュールは毎月異なる等により仕様書に具体的記載が難しい場合であっても、例えば、参考として前年度の納品日等を記載することや、大まかな納品回数やおおよその時期等については記載できるはずである。仕様書の本来の趣旨、目的を再度認識し、仕様書に曖昧な記載がないよう工夫が必要である。

(9) COKAS-i 国保システム改修業務委託

① 積算根拠について【意見】

システム改修業務の場合、例えば、過去に同程度の改修実績があればその実績をもとに追加検討を踏まえた過程を明記し積算資料とすることや、市のシステム担当部署と内容及び金額の妥当性を検討協議した過程を記録として残すことで、市が予定価格をどのように検討・検証し、設計を行ったのかを確認できる資料を作成、保存すべきである。

(10) 保健事業

① 特定健診の受診率向上にあたってインセンティブ事業の導入について【意見】

受診率向上施策として、県内他市も含めて、ポイントや物品等の贈呈によるインセンティブ導入を行っている自治体も見受けられる。市でも、ポイント事業は実施しているが、特定健診受診者の中から抽選で物品等を贈呈する等のインセンティブ事業は行っていない。予算の都合もあるが、今後、受診率向上施策の一つとしてご検討頂きたい。

② 若年時からの生活習慣病予防対策について【意見】

若年者対策としては、特定健診の年齢引き下げの方向もあるが、まずは、「一般健康診査対象者拡大事業」を強化し、データを活用し、該当者に積極的に受診勧奨や保健指導を行い、若年時から生活習慣病予防に取り組む体制を構築することをご検討頂きたい。

③ 糖尿病性腎症化予防委託事業について【意見】

現在実施されている特定保健指導を強化し、対象者の住む地域のかかりつけ医療機関等と連携しながら実施することで、より事業の効果が得られるのではないかと考える。

④ 重複・頻回受診者等訪問事業のアウトカム指標について【意見】

重複・頻回受診者等訪問指導事業のアウトカム指標は、「市全体1人当たり医療費の伸び」の減少となっている。医療費の伸びの減少を指標とするならば、「該当者1人当たり医療費の伸び」がより実態を反映する指標になると考えられるためご検討頂きたい。

⑤ 保険者努力支援制度について【意見】

特定保健指導実施率は、実施率が低い状況が継続しており、その原因を徹底分析し、より踏み込んだ対策を講じることが必要である。特定保健指導実施が良好であれば、メタボリックシンドローム該当者等の減少にもつながり、若年者対策を強化することで、40歳に達した時点での該当者等の新規増加も抑制されることが考えられるためご留意頂きたい。

(11) 国保特定健診被保険者データ作成及び受診券作成電算業務委託

① 積算根拠について【指摘】

予定価格の積算の中で、受診券の枚数が積算項目となっているが、どのように発注枚数を積算したかについての根拠資料の作成はされておらず確認できなかった。積算根拠が不明確であるものや、積算時の検討が不十分であることが疑われるようなものがないように、予定価格積算の考え方、客観性について十分に説明責任を果たせる体制となっているかについて今一度検討が必要である。

② 在庫管理について【指摘】

受診券の発注数については積算する際に在庫数も考慮しているとのことであるが、どのように考慮されているのか確認することができなかった。発注数と在庫数の差異分析により発注数の精度が高まることで支出削減に寄与するため、市として在庫管理を適切に行うべきである。

(12) 糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託

① 業務が未実施となった場合の取り扱いについて【指摘】

仕様書に記載されている「実施回数が不足していても全額の支払いを行う」という点については、条件を再度検討し、具体的かつ詳細に記載する必要があると考える。

(13) 福島市国民健康保険特定健康診査（個別健診）業務委託

① 契約保証金の記載について【指摘】

当該業務委託契約書を確認したところ、契約保証金について特段記載がなかった。契約保証金については契約書において記載事項となっており、随意契約で契約保証金が減免される場合であっても契約書上に「契約保証金は免除する」等を明記すべきである。

(14) 特定健診未受診者対策事業業務委託

① 契約保証金の記載について【指摘】

当該業務委託契約書を確認したところ、契約保証金について特段記載がなかった。契約保証金については契約書において記載事項となっており、随意契約で契約保証金が減免される場合であっても契約書上に「契約保証金は免除する」等を明記すべきである。

(15) 福島市国民健康保険日帰り人間ドック助成事業業務委託

① 契約保証金の記載について【指摘】

当該業務委託契約書を確認したところ、契約保証金について特段記載がなかった。契約保証金については契約書において記載事項となっており、随意契約で契約保証金が減免される場合であっても契約書上に「契約保証金は免除する」等を明記すべきである。

3 介護保険事業

(1) 福島市の介護保険事業の状況

① 補助金（保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金）【意見】

福島市の両交付金の評価指標の県内順位は改善傾向にあるが、県内の中核市である郡山市及びいわき市の令和5年度の得点及び県内順位は下のとおりであり福島市を上回っている。3市とも1号被保険者数は7万人から8万人程度で同規模であるが得点には開きがあるため、弱点の分析を行い、改善を図るように施策を実施する必要がある。

(2) 事務執行フロー

① 要介護認定について【意見】

申請から認定までの期間を見ると、常に40日を上回っており、根本原因が何かを見極め、法定期限内に認定するように対応することが望まれる。

(3) ケアプラン点検事業

① 随意契約理由について【意見】

随意契約理由では、「市で求めている業務内容を執行できる業者が当該業者のみであることから当該業者と契約するものである。」と記載されている。この場合、市で求めている業務内容とは何か、当該業務内容が特殊であり、受託者以外では当該業務ができないことの記載が不十分であることから更に具体的な記載をすべきである。

② 参考見積書について【意見】

担当課では前年の単価で計算されていることは認識しており、合計金額の確認は行っていると思われるが、その他の構成要素についても詳細に検討し、記載内容に疑義が生じた場合は、参考見積書を作成した相手先に確認し、必要に応じて適時に修正しておく必要がある。

③ 予定価格の算出について【意見】

参考見積書、予定価格等を確認すると落札率 100%となっており特段検討した結果が反映されているとは言い難い。業務が完了した際に、業者からの実績時間情報を入手するなど、情報収集に努め、参考見積書を徴取した際に執務時間の削減の必要性を予定価格に反映する等の対応が望まれる。

④ 成果物の評価について【意見】

契約書関係の簿冊に綴り込まれている実績報告書は、以下の点から入手した後の活用が行われているかどうかには疑義があるため改善が望まれる。

ア 令和4年度の課題に対して令和5年度の総括で課題解決になったかどうかを判断した結果が明らかとなっていない。

イ 総括内容を確認した証跡が見られない、実績報告書には誤字脱字も散見されているが、修正していない。

⑤ 事業評価について【意見】

ケアプラン点検委託事業を令和3年度より実施しており、令和5年度で市内の介護支援専門員を配置している事業所を一巡した。事後アンケートにより勉強になった、気づきを得られたなどの回答があることから、全体的なレベルアップが図られているものと推測できる。今後、事業評価の観点から数値化できる指標を設けることが望まれる。

(4) 要介護認定調査業務

① 調査単価について【指摘】

適用すべき単価に誤りは生じていないと思われるが、請求者の区分誤りであれば訂正後の実績報告書を入手するか、入手済の実績報告書を訂正し、その顛末を記載する必要がある。

(5) 指定市町村事務受託法人による要介護認定調査業務

① 予定価格の算定について【意見】

市では、契約締結にあたり契約相手予定者から参考見積書を入手し、業務に係る提案価格を把握している。一方、参考見積書に基づいて予定金額の積算内訳書を作成し、項目別に金額を算定し、予定価格を算定している。実際の契約に当たっては、予定価格以下となっていることから影響はないとも言えるが、積算する場合にはその内容を確認しておくことが必要である。

② 複数回の見積合せについて【意見】

見積合せの実施に当たっては、入札予定業者に対して見積書記載金額に消費税が含まれるか否かの確認を徹底していただきたい。

(6) 介護保険認定支援システム再構築（更新）業務委託

① 納品書記載の金額について【意見】

委託業務完了に当たって、委託業務完了届と共に業者指定様式の納品書が添付されており、個別作業ごとに値引金額が明示されていた。入札により契約金額が確定しているのであれば、納品段階で値引きを明示する意味はなく、全ての項目から値引相当額を調整した金額で納品書を受領すべきである。

② 委託料の検討結果について【意見】

積算表に基づいて予定価格が設定されているが、積算表と予定価格は同額であり、検討した経緯が明確になっておらず、当該金額が適正水準となっているかどうか、業務コストの削減努力が行われたかの検討経緯が不明である。市の内部にはシステム関係部署があることから、当該部署の意見を徴取する等の検討があっても良かったのではないかと思われる。

③ 確認結果について【意見】

今回の業務委託では、何をもって業務が完了したことを確認したかが明確となっていない。当該委託業務はシステムが予定したとおりに稼働することが重要であることから、何をもって業務完了を確認するかを検討し、明確にしておく必要がある。

(7) 介護保険システムホスティングサービス

① 仕様書の記載内容について【指摘】

仕様書では、サービス提供に関連する図書等を作成し、発注者に紙面により2部提出と記載されているが、提出図書（システム運用マニュアル）はシステム内に保存されていた。少なくとも現行の仕様書と実態とが乖離している部分がないかどうかの確認は必要である。

② 積算資料について【意見】

予定価格調書は作成されているが、設計金額は前年度契約額であり、その根拠が明確になっていない。仕様書では、サービス共通、基幹サービス、セキュリティ対策サービス、ホスティングサービス、運用サービス、保守サービスなどの項目が記載されていることから、少なくともこれらのサービス毎に金額の妥当性を判断する必要がある。

(8) 介護保険制度改正に伴う介護認定支援システム（R J）システム改修業務委託

① 積算内訳書について【意見】

見積合せの実施に先立ち、発注予定業者から参考見積書を徴取して積算内訳書を作成しているが、区分・数量・単価が完全に一致している。これにより予定価格も設定されて

いるが、金額が完全に一致している状況である。価格に関しては、市では設計できない可能性はあるが、他の自治体でも同様のシステム改修が同時期に実施されることが想定されることから、自治体間での情報共有などを活用して価格の妥当性を検討する必要がある。

② 落札率について【意見】

積算内訳書の段階でどのような検討がなされたかが明確になっていない以上、当該契約に関する落札率 100%は異常値であると判断する。参考見積書を作成した業者は、見積合わせにおいても当然に同額での見積書を作成することが想定されることから、積算内訳書の段階で十分に検討を重ねておく必要がある。

(9) 福島市基幹システム運用業務委託（介護保険課所管分）

① 積算内訳書について【意見】

見積合せの実施に先立ち、発注予定業者から参考見積書を徴取して積算内訳書を作成しているが、区分・数量・単価が完全に一致している。価格に関しては、市では設計できない可能性はあるが、他の自治体でも同様のシステム改修が同時期に実施されることが想定されることから、自治体間での情報共有などを活用して価格の妥当性を検討する必要がある。

② 落札率について【意見】

積算内訳書の段階でどのような検討がなされたかが明確になっていない以上、当該契約に関する落札率 100%は異常値であると判断する。参考見積書を作成した業者は、見積合わせにおいても当然に同額での見積書を作成することが想定されることから、積算内訳書の段階で十分に検討を重ねておく必要がある。

③ 書類の保管管理について【指摘】

主管部署のみで原本を保有していれば足りる文書かどうかを再確認したうえで契約関係の書類を管理する必要がある。

(10) 福島市住民情報オンライン・システム関連機器賃貸借

① 書類の具備について【意見】

実際に機器が配置され賃貸料相当を負担した部署とは別の部署が契約主管部署になっている場合、実際に費用負担している部署において、契約関係書類をどこまで備え置くかについては、改めて検討する必要がある。

(11) 公費負担医療等に関する費用の審査及び支払、主治医意見書作成料の支払

① 総合事業費審査手数料について【意見】

合計件数は重複分を調整した結果として過剰に請求してはいないものの、修正した履歴が残っていない。相違する件数、現行の単価から影響は限定的ではあるものの、修正履歴は残しておく必要がある。

② 主治医意見書作成料の支払について【意見】

令和5年度4月処理の主治医意見書料支払明細一覧表の内容は、意見書作成日が前年度2月から3月となっている。福島県国保連合会の請求に応じた支払となっているが、出納整理期間内に支払が完了することも可能であるため、発生年度内の支払になるように検討する必要がある。

(12) 福島市地域包括支援センター運営事業・介護予防事業業務委託

① 随意契約の理由について【意見】

地方自治法施行令 167 条の2第1項第2号は特命随意契約（一者随意契約）の場合に多く適用される条文であるが、福島市内に居宅介護支援事業所が令和6年9月時点で89施設（うち、休止中が4施設）あることを勘案すると、地方自治法施行令 167 条の2第1項第2号を適用することについては再度検討する必要がある。

② 一者随意契約の継続について【指摘】

各センターとも設置当初から同一先との随意契約が継続している。センターの所在地や担当者が短期的に入れ変わる場合、引継ぎ時のコストの増加や、業務効率の悪化等を招く可能性があるため、地域住民にとって望ましくないものの、例えば5年毎の長期継続契約として、プロポーザル方式等を導入することで、地域住民の利便性を維持しつつ、事業者間の競争の公平性を確保することが可能になると考えられる。

③ 委託料の算定方法及びセンターの評価について【意見】

実際に委託料の算定方法を見直す場合には、件数のみならず1件ごとに要した時間や当該業務に従事したセンター職員の人数、分類の細分化等も勘案しながら、受託者にとって納得感の得やすい算定方法を検討する必要がある。

④ センター運営に対する指導及び管理について【指摘】

住民が高品質かつ均質な保健医療サービス及び福祉サービスを受けられセンター設置趣旨を達成できるように、市が受託事業者に対して、センター運営についてより一層指導及び管理していくべきである。

⑤ 実績報告書の添付資料について【指摘】

添付書類の添付は必須とすることが望ましく、全ての添付書類を徴求することが受託事業者の過大な負担となるのであれば、こういった場合にこういった書類を徴求するの

かについて市が規則を明確化したうえで、当該規則を厳格に運用することで事業者間の公平性を確保する必要がある。

4 後期高齢者医療事業

(1) 保険料徴収事務及び滞納者への対応

① 短期証廃止に伴う今後の滞納者への対応【意見】

担当部署では福島県後期高齢者医療広域連合からの指導の下、今までと同じように、滞納者については一定の期間で通知を行う予定であると確認しているが、今後は短期証廃止に伴う滞納者への債権管理について、納税課と十分な連携を取り、慎重に対応して頂きたい。

(2) 後期高齢者医療市町村システムホスティングサービス

① 仕様書記載内容の見直し【指摘】

今後は一律に書面で提出と記載するのではなく、実態に即した仕様書を作成し、提出を受けるべき書類が漏れなく受領できているのか検証を徹底すべきである。

② 個人情報取扱特記事項に記載する誓約書の受領漏れ【指摘】

今後は、まず所管部署で個人情報取扱特記事項の記載内容を精査したうえで、誓約書を一律に入手するように全庁へ指示を出すのか、又は各契約業務において、誓約書の受領を省略できるかの判断を各課に委ねるのか、十分に検討すべきである。

(3) 後期高齢者医療制度市町村システム業務委託

① 個人情報取扱特記事項に記載する誓約書の受領漏れ【指摘】

今後は、まず所管部署で個人情報取扱特記事項の記載内容を精査したうえで、誓約書を一律に入手するように全庁へ指示を出すのか、又は各契約業務において、誓約書の受領を省略できるかの判断を各課に委ねるのか、十分に検討すべきである。

以上